【コメント】

新年度を迎えて

新型コロナウイルス感染症対策について

【発表項目】

熊本県産アサリの出荷再開と モデル販売協定締結式の実施について

熊本県産アサリの出荷再開と モデル販売協定締結式の実施について



白川河口域干潟 航空写真 (平成16年(2004年)頃)



産地偽装抑止への取組み

産地偽装への対応3原則

第一原則「産地偽装アサリの一掃」 第二原則「徹底的な調査・取締まり」 第三原則「純粋な県産アサリの流通戦略」

これまでの主な取組み

- 〇「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」
- 〇産地偽装対策について国へ要望
- 〇「産地偽装110番」を開設
- 〇「熊本県産アサリブランド再生協議会」設立

小売店でのアサリ販売点検調査

- ●調査期間:令和4年2月16日~22日
- ●実施機関:農林水産省
- ●調査場所:全国の広域小売店

* 広域小売店: 事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

調査結果

「熊本県産」と表示されたアサリの販売の確認なし

「中国産」と表示されたアサリの割合が全体の7割

また、アサリを販売する店舗の割合が減少していることを確認

長いところルールの見直し

以下、消費者庁・農林水産省の公表資料から

食品表示基準Q&Aを改正して、具体的な原産地表示ルールを厳格化

- 貝類の蓄養については、いわゆる「長いところルール」の育成期間に含まれない。
 - →したがって、輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で一時的に蓄養した貝類の原産地は、輸出国となる。

輸入アサリ

- 稚貝を輸入し、放流して、その成貝を採捕している実態はないことから、原則として、原産地は輸出国を表示。
- 国内において、1年半以上の育成(養殖)を行い、 育成に関する根拠書類を保存している場合には、 国内の育成した産地を原産地として表示。

輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕まで の一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

国産アサリ

- 水域名又は地域名を表示。
- 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所)が属する都道府県名を表示。
- 他の地域の稚貝アサリを導入した場合、成貝の輸入アサリを導入したことと区別するため、導入元が国内産であることを証明する書類の保存が必要。

『熊本モデル』の構築について

熊本県産アサリブランド再生協議会での取り組み

- 第1回会議(2月22日)
- 第2回会議(3月10日)
- 第3回会議(3月25日)

- ・産地偽装を抑止する仕組み
- ・ブランドカ向上への取組み について短期集中的に協議を実施

熊本モデルを構築



- *流通過程の監視
- *販売協力店の認証等
- * DNA検査



4月12日県産アサリの出荷再開

出荷再開を予定している漁場

●4月12日以降出荷を再開する漁場は5漁場

【有明海】

荒尾、緑川河口域(海路口、川口、住吉)、網田

【八代海】

八代、二見



緑川河口域でのアサリ漁獲状況 (平成15年 [2003年])



荒尾地区でのアサリ選別作業(平成25年[2013年]5月9日)



「熊本モデル」の実証①

漁場のアサリDNA検査実施(3月下旬)

2月8日、国へDNA検査技術の県への移転を要望した結果、 県水産研究センターへの技術移転

検査対象•結果

- ◆ 検査対象
 - 4月12日以降出荷を再開する5漁場に生息するアサリ
- ◆ 検査結果

「外国産アサリは混入していない」と判定

「熊本モデル」の実証②

販売協力店の認証

●「熊本モデル」の流通により仕入れを行う小売店を県が認証

協定締結する小売店等

4月12日協定締結式を実施

県漁連※による共同販売

- ・イオン九州株式会社
- •株式会社イズミ
- •株式会社鶴屋百貨店
- •熊本県鮮魚販売組合連合会

共同販売以外の販売

- •株式会社KASSE JAPAN
- 荒尾漁業協同組合
- 二見漁業協同組合
- •八代漁業協同組合

※正式名称:熊本県漁業協同組合連合会

企業・団体順、五十音順

販売促進キャンペーン

モデル販売協力店で『県産活きアサリ』 販売促進キャンペーンを実施 ~その他県産水産物も、併せて販売します~

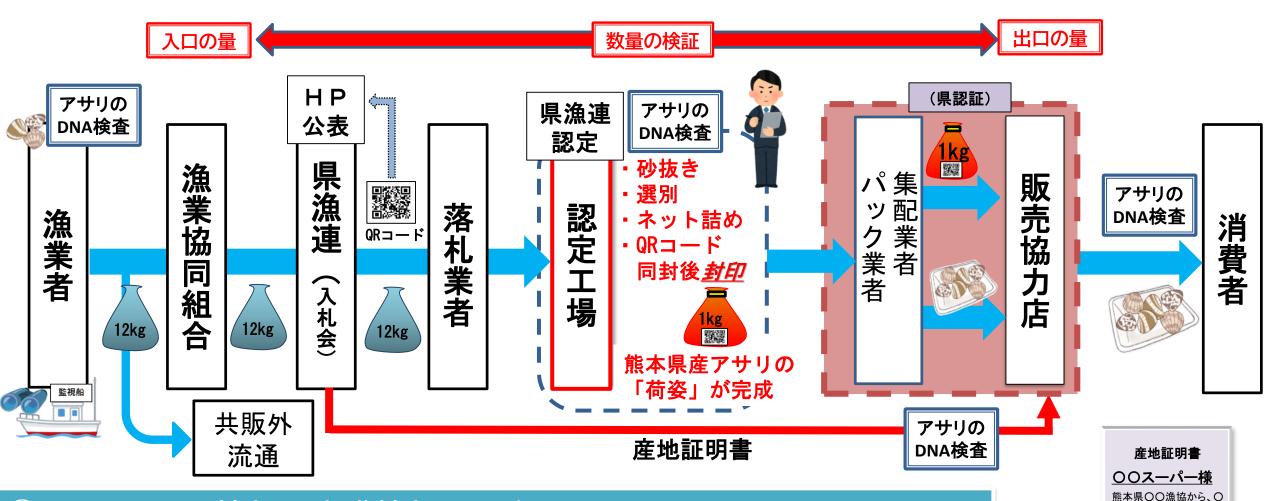
〇期間:4月17日(日)~令和4年5月8日(日)

開催日初日は知事による店頭でのトップセールスを実施

皆様に、「くまもと生まれくまもと育ちの純粋な県産活きアサリ」をお届けします。



★熊本モデル 第1ステージ



- ① HPで入札情報や漁獲情報の公表
- ②認定工場による1回限りの開封、同一規格で販売協力店へ
- ③ 県漁連による販売協力店への直接の産地証明書発行

熊本県〇〇漁協から、〇 月〇日に出荷された熊本 県産アサリであることを証 明します

熊本県漁連 〇〇漁協

★熊本モデル 第2ステージ

入口の数量

データベース上での数量検証

出口の数量

産地証明データベース(クラウド上のデータ)【県漁連と県が監視】

不審な取引があった場合、入力されたデータを元に、どのようなルートで販売されたのか追跡可能

- 漁協名
- 水揚日
- 出荷量
- 出荷日

QR⊐−ド 発行

> ΗP 公表

県漁連 (入札)

QRコードを印刷 し、送り状と共 に送付

漁協名 水揚日 出荷量

工場名

■流诵業者ご との販売量

販売日

DNA検査

業者名

小売店ごと の販売量

• 販売日

小売店ごとに 枝番のついた QRコード発行

• 店舗名 仕入量 産地証明 書の発行

• 仕入日

DNA検査

ΗP 公表

販売店

認定工場

- ・砂抜き、選別
- ネット詰め
- 封印



QRコードを印刷 し、送り状と共 に送付



流通業者ごとに

枝番のついたQR

コード発行

漁協名、水揚日 出荷量、出荷日 流通業者名と

流通業者

QRコードを印刷 し、送り状と共 に送付

小売店名と



出荷量、出荷日

詰め 漁協名、水揚日

消費者

小売店で結束バン ドを切り、パック



共販外流通

個人出荷の漁業者の場合、漁協が水揚量等の 報告を受け、現物確認後にQRコードを発行

共販外流通では、漁業者のQRコード発 行手続きを各漁協が代行し、産地証明 データベースを活用して流通

産地証明書

〇〇スーパー様

熊本県〇〇漁協から、〇月〇日に出荷された熊本県産アサ リであることを証明し

能本県漁連 〇〇漁協







12kg

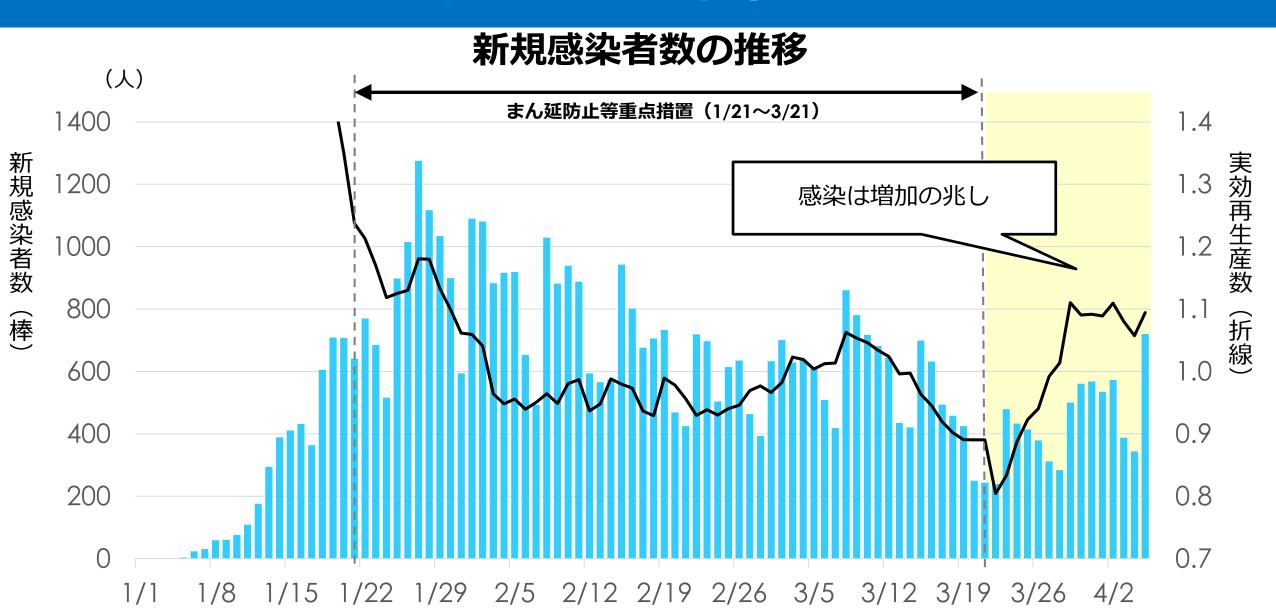
漁業者

スマホでQRコー ドを読み取って

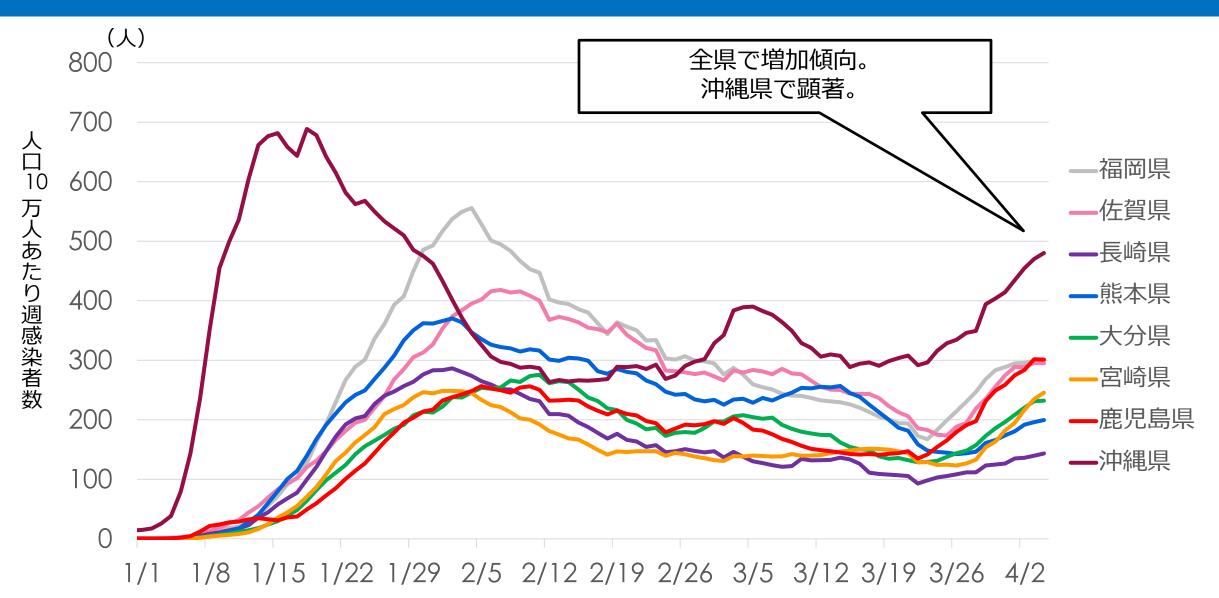
操作するだけ



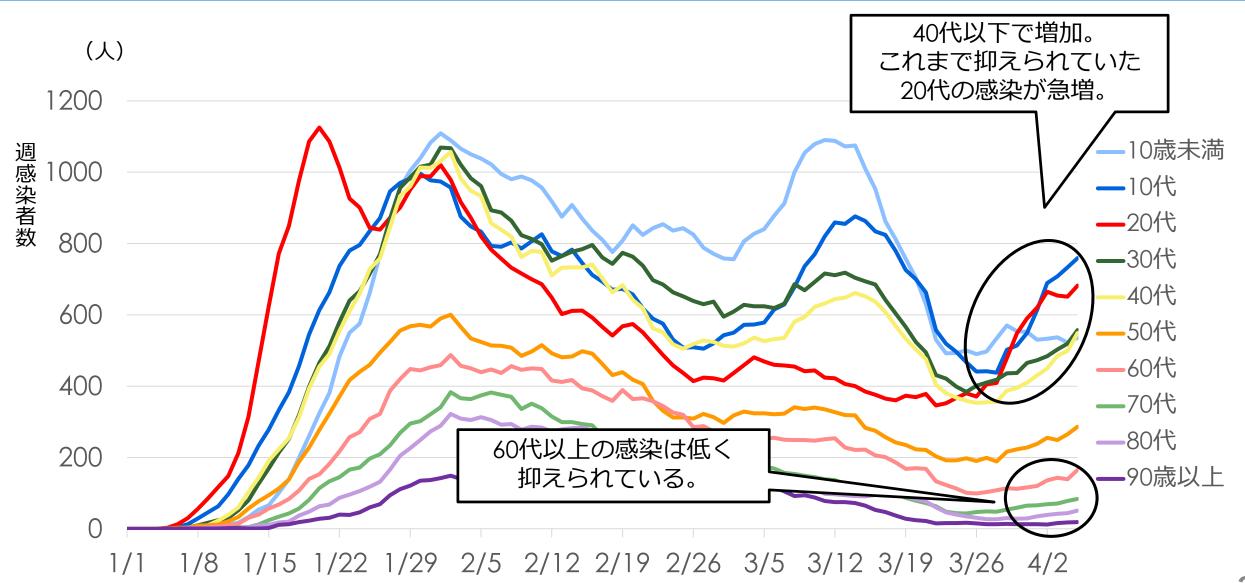
県内の感染状況



九州各県の感染状況



県内の年代ごとの感染者数推移



4月11日以降の対策

基本的に、現在の対策を5月8日(日)まで継続

会食

- ・非認証店での会食は、同一グループ・同一テーブル4人以下で※※グループの人数上限なし
- ・宴会等は、なるべく普段から一緒にいる人と
- ・普段一緒にいない人との会食は、特に注意

外出

・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出自粛

検査

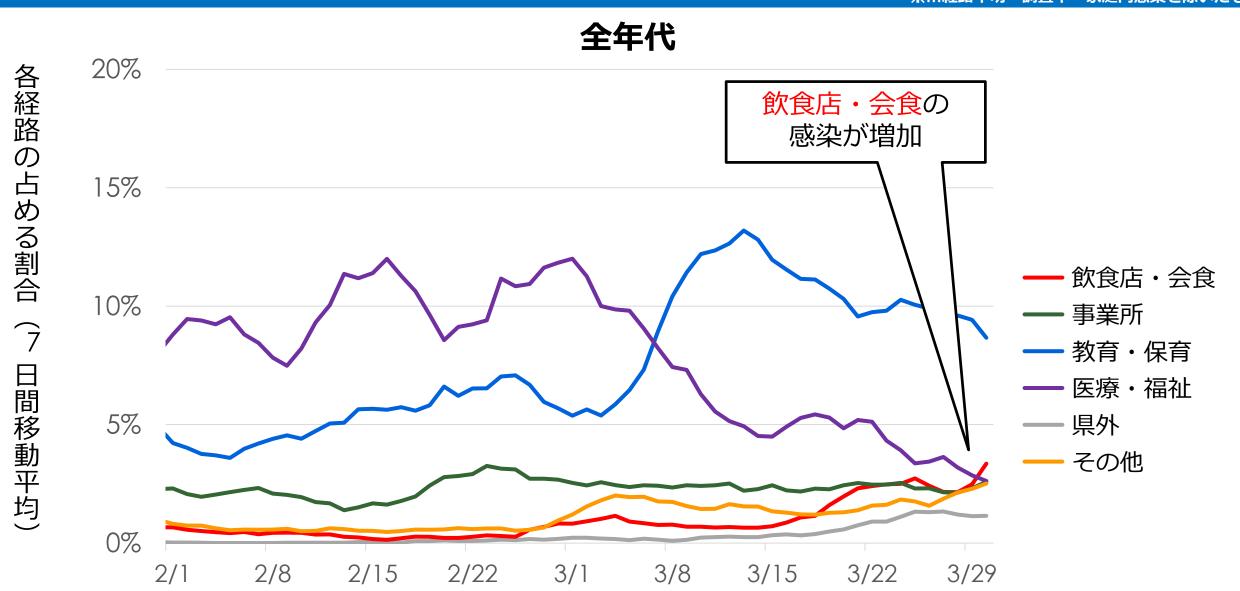
- ・症状がある場合は外出せずに受診
- ・感染に不安がある場合は検査を受検(無料検査を5/8まで継続)

保育所 学校 高齢者施設 等

- ・感染防止対策を改めて徹底
- ・保育士、教職員、従事者等の集中的検査の実施
- ・濃厚接触者になった場合に早く職場に復帰するための検査の支援

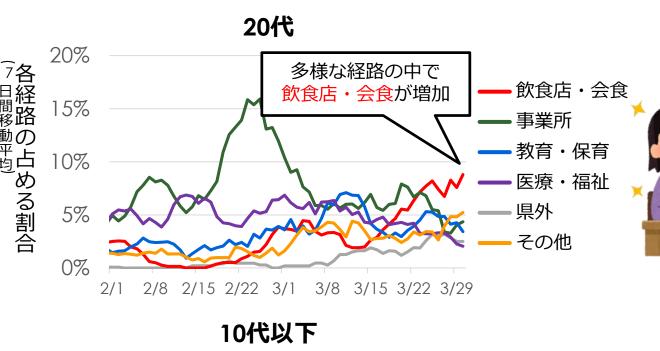
県内の感染経路※の状況

※...経路不明・調査中・家庭内感染を除いたもの



県内の感染経路※の状況

※...経路不明・調査中・家庭内感染を除いたもの

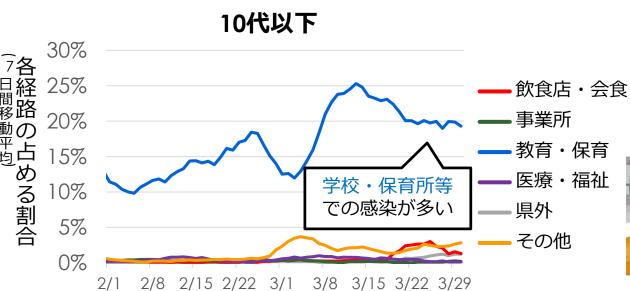




送別会、卒業式後の 謝恩会での感染 酒類を伴う会食で複数人が感染



<u>歓迎会、新歓コンパは、</u> 感染リスクを下げる工夫を!



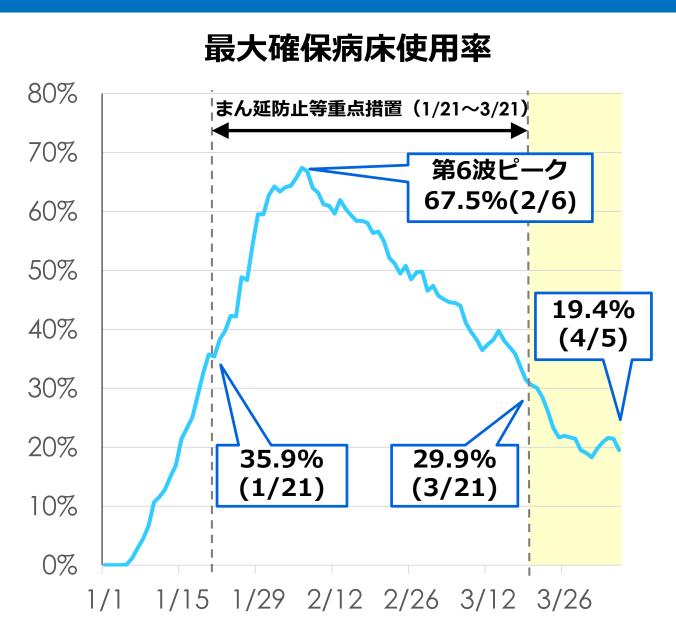


部活動、保育所の クラスター

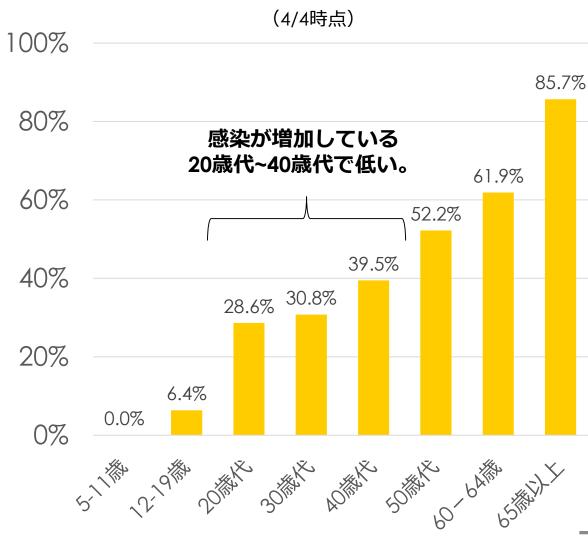


学校・保育所等は、改めて 感染防止対策の徹底を!

本県の病床使用率・ワクチン接種率



ワクチン3回目接種率



感染リスクが高い場面

親族・友人の家への宿泊

友人宅でのホームパーティ

職場の同僚・友人 とのカラオケ







マスクを外す機会がある場面は感染リスク大

社会経済活動を継続していくためには お一人お一人の意識・行動が重要

基本的な感染防止対策 の徹底

希望される方は 早めのワクチン接種





手を洗うモン #WashHands



くっつかないモン #KeepDistance



換気をするモン #OpenWindow ©2010 熊本県くまモン



4/11以降の対策について

赤字:変更・追加・終了する対策

	「まん延防止等重点措置」の解除後の春休み等の対策 <期間:3/22~4/10、対象区域:県内全域>	4/11以降の対策 <期間:4/11~5/8、対象区域:県内全域>
飲食店	・基本的な感染防止対策の徹底と、認証店制度の活用を依頼 ・同一グループ・同一テーブルでの会食を4人までとするよう要請(認証店除く)	・基本的な感染防止対策の徹底と、認証店制度の活用を依頼 ・同一グループ・同一テーブルでの会食を4人までとするよう要請(認証店除く)
イベント	・感染防止対策を徹底し、上限人数5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい 方(感染防止安全計画を策定した場合、収容定員)とするよう要請	・感染防止対策を徹底し、上限人数5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい 方(感染防止安全計画を策定した場合、収容定員)とするよう要請
会食	・4つのステップを遵守ずるよう依頼 ・対策不十分の飲食店は使用しないよう要請 ・飲食店での会食は同一がループ・同一テーブル4人までとするよう要請(認証店除く) ・花見を含む宴会等はなるべく普段から一緒にいる人と行うとともに、 歓迎会や新歓コンパ等の普段一緒にいない人との会食は特に注意するよう依頼	・4つのステップを遵守するよう依頼 ・対策不十分の飲食店は使用しないよう要請 ・飲食店での会食は同一ゲル-プ・同一テーブル4人までとするよう要請(認証店除く) ・宴会等はなるべく普段から一緒にいる人と行うとともに、 歓迎会や新歓コンパ等の普段一緒にいない人との会食は特に注意するよう依頼
外出	・外出時の感染防止対策を徹底するよう依頼 ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出を自粛するよう要請	・外出時の感染防止対策を徹底するよう依頼 ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出を自粛するよう要請
検査	・症状がある場合は外出せずに受診するよう要請 ・感染に不安がある場合は検査を受けるよう要請	・症状がある場合は外出せずに受診するよう要請 ・感染に不安がある場合は検査を受けるよう要請
事業者	・業種別ガイドラインの遵守を要請 ・テレワーク・時差出勤等の取組みの協力依頼 ・職場における感染防止のための取組みの協力依頼	・業種別ガイドラインの遵守を要請 ・テレワーク・時差出勤等の取組みの協力依頼 ・職場における感染防止のための取組みの協力依頼
保育所等	・感染防止対策の再徹底を依頼 ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼 ・保育所の保育士等に対する集中的検査の実施 ・市町村の代替保育の実施を支援 ・ <u>春休み期間中の放課後児童クラブの感染防止対策を市町村へ依頼</u>	・感染防止対策の再徹底を依頼 ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼 ・保育所の保育士等に対する集中的検査の実施 ・市町村の代替保育の実施を支援
学校	・文科省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策徹底 ・ <u>春休み期間中の家庭等での活動における感染防止対策について、児童生徒への指導や保護者への周知の徹底を依頼</u> ・部活動において感染防止対策を徹底した上での活動を依頼 ・小学校の教職員に対する集中的検査の実施	・文科省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策徹底 ・ <mark>春休み明け始業時の感染防止対策の徹底を依頼</mark> ・部活動において感染防止対策を徹底した上での活動を依頼 ・小学校の教職員に対する集中的検査の実施
高齢者 施設等	・感染防止対策の再徹底を依頼 ・高齢者や障がい者等の施設の従事者に対する集中的検査の実施	・感染防止対策の再徹底を依頼 ・高齢者や障がい者等の施設の従事者に対する集中的検査の実施
その他	・保育所の保育士、小学校の教職員、高齢者施設等の従事者等が濃厚接触者に なった場合に早く職場に復帰できるよう検査の実施を支援	・保育所の保育士、小学校の教職員、高齢者施設等の従事者等が濃厚接触者に なった場合に早く職場に復帰できるよう検査の実施を支援